

鴻巣市告示第411号

鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年12月16日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、競技スポーツの振興を図るため、関東大会以上の各種のスポーツ大会（以下「スポーツ大会」という。）に出場する個人及び団体に対し、予算の範囲内において、鴻巣市スポーツ大会出場補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる個人及び団体（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもので、スポーツ大会の出場登録をしているものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に在勤し、又は在学する個人（監督及びコーチを除く。）
- (3) 鴻巣市スポーツ協会に加盟する団体
- (4) 前号の団体に所属する個人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税等を滞納している個人
- (2) 同一年度内において、スポーツ大会への出場について他の補助金等の交付を受けた個人又は団体

(補助対象スポーツ大会)

第3条 補助金の交付対象となるスポーツ大会は、次の各号のいずれかに掲げる団体が主催するもので、予選又はこれに相当する選考があるものでなければならない。

- (1) 国際オリンピック委員会
- (2) 国際パラリンピック委員会
- (3) 国際オリンピック委員会承認の国際競技連盟
- (4) 国際パラリンピック委員会に加盟し、又は承認を受けた団体
- (5) 国その他の行政機関
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会
- (7) 一般社団法人大学スポーツ協会
- (8) 公益財団法人日本高等学校野球連盟
- (9) 第6号から前号までに掲げる団体に加盟する団体
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めた団体

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、団体としてスポーツ大会に出場する場合は、出場登録者数に1人当たりの交付額を乗じた額とし、1団体につき5人分を限度とする。

2 補助金の交付回数は、1年度につき1回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鴻巣市スポーツ大会出場補助金申請者リスト（様式第2号）
- (2) 出場するスポーツ大会の予選の大会実施要領及び成績表（予選がない場合はこれに相当する選考結果）
- (3) 出場するスポーツ大会の大会実施要領
- (4) 出場するスポーツ大会の出場登録選手名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付又は不交付を決定し、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、鴻巣市スポーツ大会出場補助金交付請求書（様式第4号）を市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金に係るスポーツ大会が終了したときは、速やかに出場したスポーツ大会の成績表、出場選手名簿及び鴻巣市スポーツ大会出場補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

- (1) スポーツ大会への出場ができなくなったとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、鴻巣市スポーツ大会出場補助金返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	1人当たりの補助額
----	-----------

(1) オリンピック競技大会（第3条第1号に掲げる団体が主催するスポーツ大会をいう。）及びパラリンピック競技大会（同条第2号に掲げる団体が主催するスポーツ大会をいう。）	50,000円
(2) 世界大会（第3条第3号又は第4号に掲げる団体が主催する世界選手権大会又はこれに準ずるものをいう。）	30,000円
(3) 国際大会（第3条第3号又は第4号に掲げる団体が主催するスポーツ大会（前号に掲げるものを除く。）をいう。）	20,000円
(4) 全国大会	10,000円
(5) 関東大会	5,000円